

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

E T Cカードの利用に関する契約

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (5) 契約は、令和3年度予算成立を条件とする。

3. 参加申込書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、別紙仕様書の内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を提出すること。

(1) 申込先

〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房会計課管理室（北庁舎2F217号室）担当：後藤

電 話：03-3580-3311（内線3621）

(2) 提出期限

令和3年2月17日（水）17時まで

(3) 受付時間

平日9：30から12：30、13：30から17：00まで

(4) 提出書類

応募申込書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、業務履行保証書

4. 契約者の決定

(1) 申込者が1者の場合

当省の仕様に合致している場合は、即時決定する。

(2) 申込者が2者以上の場合

抽選により1者に決定する。

以上公告する。

令和3年1月8日

支出負担行為担当官

外務省大臣官房会計課長 岡野 結城子

仕 様 書

1. 期 間： 2021年4月1日～2022年3月31日
(但し、令和2年度予算成立を条件とする。)
2. 特殊な技術及び設備の条件：
 - (1) 発注者の所有する47台の車両を対象として、47枚の発注者名義のETCカードを発行出来ること。
 - (2) クレジットカードを発行しないETCカードとすること。
 - (3) ETCカードは、高速道路各社の指定する道路において使用できること。
 - (4) 発注者はETCカード使用により生じた利用料金をカード会社に支払うものとする。
 - (5) 利用料金を1ヶ月分とりまとめ請求書により請求できること。
 - (6) 各車両毎に利用明細の発行が可能であること。
 - (7) 2022年3月分の請求書は、2022年4月20日までに発行できること。
 - (8) 入会手続きにかかる費用及び年会費は無料であること。

以 上

応募申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名
(団体名)
代表者氏名

印

印

当社は、外務省が行うETCカード利用に関する契約についての契約先となることを希望します。

以 上

業務履行保証書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名

(団体名)

代表者氏名

印

印

当社は、外務省が行うETCカード利用に関する契約について、仕様書に記載された
とおり業務を遂行することを保証します。

以 上